

平成24年度 さいたま市男女共同参画施策に関する苦情の申出の処理状況

1 申出・処理件数

申出件数	10件
処理件数	8件（前年度繰越2件含む）
繰越件数	4件

2 概要

勧告等（助言）を行った申出（3件）

申出内容	処理状況
<p>収受番号24-1</p> <p>さいたま市は2005年度より、「市の職員が施策の企画・立案、実施等に当たって男女共同参画に配慮するとともに、市民や事業者の模範として自らの男女共同参画を積極的に推進する」ことを意図して、職員向けの啓発冊子『さいたま市職員の男女共同参画ハンドブック～一人ひとりが人権を尊重しあい、ともに生きる社会を目指して～』を作成し、毎年度の新規採用職員・教員にも配布していますが、同冊子はA5判・10ページ（1ページ＝33字×26行）と小さく、説明も叙述部分は全ページあわせて49行にとどまり、ほかは囲み記事や表やグラフにより職務上の関連情報が断片的に取り上げられているに過ぎず、“ハンドブック”というよりも“栞”程度のもので、これでは職員の意識変革も、作成目的にある「市民や事業者の模範」となる職務遂行の達成も期待できないと思えるので、日本で9番目に大きな自治体（人口124万人）に働く職員向けの啓発読本として恥ずかしくないもので、当初発行意図に合致した真の“男女共同参画ハンドブック”を作成するよう、そのさい、たとえばプロジェクトチームを男女半数以構成し、学識者の意見を聞きながら、国の『男女共同参画ハンドブック』（男女共同参画推進連携会議）や先進自治体の発行物を参考にし、市政運営における男女共同参画の実態（例、一般行政職における女性管理職登用状況や政策企画部門における女性登用状況の詳細データ、男性職員育児休業取得状況の局別人数等の詳細、男性職員による女性職員へのセクハラ・パワハラの実態。）を反映し、かつ世界と日本における男女（ジェンダー）平等の歴史と現状を踏まえた内容となるよう、市長に勧告等をしてください。</p> <p>（申出 平成24年4月16日）</p>	<p>「市の職員が施策の企画・立案、実施等に当たって男女共同参画に配慮するとともに、市民や事業者の模範として自らの男女共同参画を積極的に推進する」ことを意図している以上、それに役立つ内容が記載されていることが必要であるが、他方で、手軽に読める内容でなければ、啓発冊子としての意味を持たない。</p> <p>「男女共同参画ハンドブック」の内容を見るに、必要最低限の情報は記載されているとはいえるが、抽象的な内容が多い。男女共同参画の積極的な推進に役立つよう、より具体的なセクハラの実態、過去の事例等を盛り込むことを検討するよう助言した。</p> <p>（処理 平成24年8月27日）</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 24-4</p> <p>さいたま市役所の1階は浦和区役所となっていて、庁舎の正面入口から入って左に曲がり、少し進むと左側カウンターの上の方に「福祉課」の事務分掌の案内標識板（【第1号証】）がぶら下がっていて、よく見ると、「21 民生委員・児童委員 生活保護 女性の相談室 自立生活支援相談窓口」と書かれてあったので、どこに「女性の相談室」があるのか不思議に思い、同課職員に尋ねると、同職員は「部屋やコーナーはありません。電話相談を意味し、あそこにすわっている女性の非常勤の職員が担当で、あそこで、市民からの電話を受け相談に応じています。所属は男女共同参画課男女共同参画推進センターで、浦和区福祉課では席貸しをしているだけです。」と説明し、「女性の相談室」担当職員の席が、カウンター側の同課保護係職員席と奥の同課管理職員席の間で、カウンターと平行に並んでいる同課管理係職員席のほぼ中央の座席で、カウンター側を向いて座る位置にいることが分かり、これでは“不当表示”ではないかと少し憤りを感じ（なお、「福祉課」の表示自体も、法的には「浦和福祉事務所福祉課」とすべきところ、どこにも「福祉事務所」の表示を出していないので2年前に注意したが、いまだに改められていない）、それ以上に、電話相談担当の両隣の職員は「女性の相談室」電話相談業務と関係のない福祉課管理係職員であり、当然、相談員の電話の話声の内容は断片的にはあれ両隣の職員及び他の職員の耳に入ってしまうので、相談者女性市民のプライバシーの保護が全くなされていないではないか、と非常に驚き、その後、市男女共同参画課男女共同参画推進センターのホームページ（【第2号証】）を見ると、この「女性の相談室」が「ドメスティック・バイオレンスに悩んでいるあなた・・・」を対象とした「女性の悩み電話相談」の主たる相談先のひとつであることが分かり、大勢の職員（多くは男性職員）のいる福祉課執務室の真ん中で、電話相談担当者は女性市民からのDVの相談の電話に対応しているのかと思い、さらに驚いたので、事実関係を調査のうえ、女性市民の人権を尊重する立場から必要な措置を講じてください。</p> <p>（申出 平成24年7月17日）</p>	<p>DV相談は、プライバシー等につき極めて慎重な取扱いが要求される相談であり、また、女性の相談者が男性に対する恐怖心を持っている場合もある。DVに関する電話相談を衝立等のない場所で行った場合、相談者のプライバシーに関する内容が傍の職員に知られる可能性があり、また、傍で話している男性職員の声が女性の相談者に聞こえることで、相談者が不安を感じ、相談しにくくなる可能性もある。これでは、「女性に対する暴力のないまちづくり」の目標実現のために、被害者に対する相談・支援体制の整備がされているとは到底言い難い。そこで、電話相談を行う場所につき十分に検討するよう助言した。</p> <p>（処理 平成24年11月27日）</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 24-6</p> <p>さいたま市浦和区課税課及び収納課においては、所属する臨時職員（全員女性。勤務時間は午前9時より。）のみが、朝の8時50分から9時10分の間に、「自発的に」、受付カウンターや提出用紙記入用テーブルや備品の周囲を雑巾掛けするという差別的な“職場環境”の存在が長く放置されているので、当該雑巾掛けは物理的人権侵害行為に当たるため、直ちに中止させるよう、速やかに勧告等を行なってください。</p> <p>（申出 平成24年9月10日）</p>	<p>女性の臨時職員のみが雑巾掛けをするに至った経緯を踏まえ、室内の清掃・整頓等の管理体制につき、職場の固定的性別役割分担意識の見直しの観点から、全職員が交代で行うなどの一定のルールを作ることを検討するよう助言した。</p> <p>（処理 平成25年2月15日）</p>

調査を行ったが、勧告等を行っていない申出（４件）

申出内容	処理状況
<p>収受番号 23-16</p> <p>さいたま市教育委員会に設置されている教育機関である各公民館（市内に53館。生涯学習総合センター及び岩槻区内の公民館を除く。）に置かれているとされている「公民館協議会」又は「公民館運営協議委員会」（以下「公民館運協」という。）は、「地方自治法」上に根拠をもつ市の組織としての「附属機関」に準ずるものとして、「さいたま市附属機関等に関する要綱」（以下「附属機関要綱」という。）上の「協議会等」に位置付けられ、したがって、さいたま市（市長部局総務課）の公式ホームページ上の「附属機関等一覧」の中にそれらの会議名が掲載され、よって、公民館運協の会議は「附属機関要綱」及び「さいたま市情報公開条例」第23条（会議の公開）並びに「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第9条（基本的施策）第2号の適用対象とされていますが、そもそも、現場（公民館職員及当該公民館運協委員）の従来からの認識としては、公民館運協の性格は《私人による任意団体》に過ぎないものであり、運営実態としては、一部の公民館運協は合併以後も、近隣自治体より補助金（「文化振興費」）を受領し自らの事業活動に充てていたり、また、市ホームページ（行政透明推進課）上で市民に対し公民館運協の会議の開催・傍聴案内が行われることはなく、公民館運協の会議録の作成も出席職員による会議出席報告にとどまり、したがって、各区情報公開コーナーへの同会議録の配置は行われず、また、公民館運協委員の氏名については、正式に行政情報開示請求しても不開示決定（黒塗り）となり、不服の場合は行政不服申立て又は行政訴訟を提起するよう教示され、通常の附属機関等委員公表の取り扱いがなされていません。以上、公民館運協の実態は合併以後もずっとこのようなものであったと思われ、したがって公民館運協は「附属機関等」（審議会等）の定義にもともと該当しなかったものであり、よってこのような認識のもとに、公民館運協は、附属機関等（審議会等）における女性登用状況の調査の対象から除外されなければならず、同時に、従来と同統計は2001年度に遡及してすべて是正されなければなりません。</p> <p>（申出 平成24年3月28日）</p>	<p>聴聞の結果、申出に指摘されているように、本来、「公民館運営協議会」又は「公民館運営協議委員会」（以下「公民館運協」）は、そもそも「附属機関等」に該当しないにもかかわらず、「附属機関等」に位置付けられ、それを前提に女性登用状況の調査が行われていた事実はある。しかし、当時、公民館運協は、附属機関等として総務課に報告されており、「附属機関等」に位置付けられた以上、今般、取り下げの手続きをとったとしても、その効果は遡及するものではないところ、過去に遡って数値を是正することは困難である。ただし、今年度の女性登用率を公表する際には、公民館運協が附属機関等から除外された旨を説明書きに入れるなど工夫することとした。</p> <p>（処理 平成24年8月27日）</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 23-17</p> <p>(1) さいたま市子育て支援課が編集した『子育て応援ブック』(2010年7月)の中に掲載されているイラスト(9頁)及び写真(33頁の広告)に、男女共同参画の視点からみて適切でないものがあつたので、同課に対して、委託業者が提案するイラスト等を安易に受け入れず、『男女共同参画の視点から公的広報の手引き』で示された基準に照らして適切に取捨選択するよう、助言してください。</p> <p>(2) さいたま市子育て支援課のカウンターに置いてあつた磁石式広報カード(55mm×90mm。①「子育て応援ダイヤル」②「子育て不安電話相談」③「24時間虐待通告電話」の番号案内用のもの。)に掲載されているイラスト(②の部分)に、男女共同参画の視点からみて適切でないものがあつたので、同課に対して、委託業者が提案するイラストを安易に受け入れず、『男女共同参画の視点からの公的広報の手引き』で示された基準に照らして適切に取捨選択するよう、助言してください。</p> <p>(3) さいたま市子育て支援課が編集した『子育てきっかけ応援ブック』(2011年8月)の中に掲載されているイラスト(1頁)に、男女共同参画の視点からみて適切でないものがあつたので、同課に対して、委託業者が提案するイラストを安易に受け入れず、『男女共同参画の視点からの公的広報の手引き』で示された基準に照らして適切に取捨選択するよう、助言してください。</p> <p>(4) さいたま市子育て支援課が編集した『子育てきっかけ応援ブック』(2011年8月)の中に「大谷場保育園 子育て談話室(マミールーム)」(17頁)というネーミングのものがありましたが、手持ちの(やや古いものですが)『研究社新英和大辞典』(第5版。1980年)で調べると、「mammy i (小児語) おかあちゃん、ii (もと米国南部で) 黒人のばあや [子守]、黒人の召使、iii [しばしば軽蔑的に] 黒人女。」と解説されていまして、公的施設のネーミングとして、条例の理念に照らして適切なものなのかどうか、検証してください。</p> <p>(申出 平成24年3月30日)</p>	<p>(1) 平成24年7月発行の「子育て応援ブック」では、改善されているところ、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(2) 磁石式広報カードのイラストは差し替えられており、改善されているところ、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(3) 現在作成中の平成24年発行の「子育てきっかけ応援ブック」では、改善する方向で検討されているところ、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(4) 今後、「大谷場保育園 子育て談話室」で統一し、「マミールーム」との通称名は外すとのことであるので、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年8月27日)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号24-3</p> <p>さいたま市広報課が2012年3月に発行した「さいたま市マップ」(市人口、124万人・54万世帯。6万部作成。作成費用、1部当たり21円。)の裏面に掲載されている「子育て支援センター」(0歳～2歳児と保護者を対象としたつどいの場を提供する施設。)を紹介した写真(10cm×7.5cm。どこの「子育て支援センター」かは不明。)をよく見てみると、小さな子は6人いて、映っている保護者は6名全員が女性(男性の保護者はゼロ。)であり、ある意味でこのスナップ写真は、現実の日本及びさいたま市の核家族における子育ての実情(“育児は女性”という性別役割分担。)を正確に反映しているものと思われるので、埋め草的な写真使用としては大きすぎることや「子育て支援センター」についての説明がなく訴求内容が不明であること以外は何も問題がなさそうですが、しかしながら、男女共同参画の視点から公的機関による望ましい公的広報のあり方の問題としてこのスナップ写真を考えてみると、結果として、正に、“育児は女性”という性別役割分担の現状を肯定するイメージを再生産している映像にほかならず、したがって、男女共同参画社会の実現をめざしている「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の理念に照らすならば、公的広報として適切なものとはいえず、よって今後、たとえば「子育て支援センター」のスナップ写真を使用するばあいには、男性保護者が参加している同センターを探したり、男性保育士に参加してもらったり、あるいはキャプションの説明文で男女共同参画に留意する記載をするなどして工夫すべきよう、勧告等をしてください。</p> <p>【付記】 清水市長のマニフェスト「しあわせ倍増プラン2009」によれば、「子育てパパ応援プロジェクト」の推進>「子育て支援センターの活用」>「各センターにおける父親主体の講座・イベントの実施」が取り組まれているはずです。</p> <p>(申出 平成24年7月17日)</p>	<p>子育て支援センターについては、父親が利用しやすくするよう土曜日にも利用可能にしたり、父親主体の講座を開くなど男女共同参画の観点からの取り組みがなされており、今後、写真使用にあっても、男女共同参画の視点に留意する旨を述べていることから、今回は、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年11月27日)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 24-5</p> <p>市のホームページで、たまたま、中央公民館（生涯学習総合センター）「子育てサロン「はあとくらぶ」のご案内」（【第1号証】）を見ていて気がついたことですが、同案内の文章中に、「はあとくらぶのサロンサポーターは、みなさんと同じ子育て中のママや先輩ママたちなので、安心して相談もできます」と書いてありましたが、この文は、現状を正しく反映した内容なので間違いではないと思いますが、ただ、公的機関のホームページに掲載する公的広報としての表現としては、厳しく客観的に指摘するならば、“男性は仕事、女性は育児”という性別役割分担意識を前提としているとも受けとれるので、適切ではないと思い、「子育てサロン」に乳児が一緒のばあい、母親による母乳の授乳は授乳室等の別室で行うよう徹底するなど、いろいろと育児パパの参加を積極的に促す創意工夫を多様に意識的にすすめていただきたく、つまり「男女共同参画のまちづくり条例」を制定している124万人の大都市の自治体に働く職員として、しっかりとした男女共同参画の視点をもって公的広報表現に十分に留意していただきたく、あえて苦情として申し出る次第なので、調査のうえ必要な措置を講じてください。</p> <p>（申出 平成24年7月17日）</p>	<p>現在、子育てサロン「はあとくらぶ」のご案内の中では、父親の参加を促す記載もされており、男女共同参画に配慮した表現に是正されていることから、勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成24年11月27日）</p>

調査しないこととした申出（1件）

申出内容	処理状況
<p>収受番号24-2</p> <p>さいたま市浦和区役所区民生活部コミュニティ課が毎年発行している「浦和区ガイドマップ」（区人口、15万人・6万世帯。1万部作成。コスト表示なし。）の裏面に、埼玉県営北浦和公園を紹介した小さな写真（6cm×4cm。）が掲載され、その写真の風景の中央には、同公園入口に埼玉県立近代美術館が設置した女性ヌード立像（名称は「ゆあみ」で1989年設置。台座150cm+高さ280cm。作者はEmilio Greco エミリオ・グレコ1913～1995、作品名は「Grabnd Bathing No.7」、製作年は1968年。1981年に2300万円で購入されたもの。呼称するとすれば、イタリア系無名少女ダンサーヌードブロンズ立像。）が写っていますが、3.5haの広さをもつ埼玉県営北浦和公園は、埼玉県立近代美術館のほか、クラシック音楽にあわせて噴水が多様に舞う“音楽噴水”や抽象彫刻の広場があることでよく知られ、そのような多機能の埼玉県営北浦和公園の様子を市浦和区役所が区民に紹介するスナップ写真として、女性ヌード立像を強調するデザインを使用（毎年、同じショット。）することは、裁量的に適切な判断とは思えず、さらに重要な問題点として、たとえ小さな写真であっても、公的機関による公的広報媒体の中にアイ・キャッチャー的要素として女性ヌード立像のスナップ写真を安易に使用することは、客観的に映像解釈するならば、故意であろうと過失であろうと無意識であろうと結果として、女性の性的側面（裸身）を強調する過度の性的な公的表現に該当するものであり、そのような公的表現（写真使用）を行うことは、市民である女性の人間性と人権と尊厳の軽視を意味し、男女共同参画社会を実現しようとする「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の理念に照らして、著しく不適切なものであるといえるので、今後、「浦和区ガイドマップ」の作成にあたっては、公的機関による公的広報における表現のあり方に対しては、男女共同参画の観点から厳しい制約が求められることに十分に留意すべきよう、勧告等をしてください。</p> <p>（申出 平成24年7月17日）</p>	<p>女性ヌードブロンズ立像のスナップ写真に関しては、そもそも女性ヌード立像（芸術作品）につき表現の自由との関係もあるところ、苦情処理の対象とすべき内容ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>（処理 平成24年9月18日）</p>